

原子力規制委員会組織令及び原子力規制委員会組織規則の改正

令和 6 年 3 月 6 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 6 年度機構・定員要求の結果を踏まえ、原子力規制委員会組織令（平成 24 年政令第 230 号）及び原子力規制委員会組織規則（平成 24 年原子力規制委員会規則第 1 号）の改正の決定について付議するものである。

2. 改正の概要

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）の成立に伴う、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の改正により、運転開始から 30 年を超えて発電用原子炉を運転しようとする発電用原子炉設置者に対し、10 年を超えない期間ごとに、その発電用原子炉施設の劣化の評価等を記載した長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられた。また、改正法附則の規定に基づき、令和 5 年 10 月から準備行為として長期施設管理計画に係る認可申請を受け付けており、12 月に同計画に係る最初の認可申請がなされている。この新たな制度に基づく手続を適切に行うことができるよう、令和 6 年度に安全規制管理官（高経年化審査担当）を新設し、原子力規制庁の審査体制の充実を図ることとした。これを踏まえ、以下のとおり政令及び規則の改正を行うものである。

（1）原子力規制委員会組織令（別紙 1）

原子力規制部に置く「課長に準ずる職」の数を「七人」から「八人」に改める。

（2）原子力規制委員会組織規則（別紙 2）

安全規制管理官の数を「七人」から「八人」に改める。等

3. 法令の改正（委員会決定事項）

（1）原子力規制委員会組織令の改正

別紙 1 のとおり改正することに関する閣議請議手続を進めることについて、決定いただきたい。

（2）原子力規制委員会組織規則の改正

別紙 2 のとおり改正することについて、決定いただきたい。

4. 今後の予定

今後の予定は以下のとおり。

法令	予定	
(1) 原子力規制委員会組織令	3月中旬 閣議決定	3月下旬 公布
(2) 原子力規制委員会組織規則	官報掲載手続き	4月1日 施行

5. その他

原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）についても安全規制管理官（高経年化審査担当）の所掌事務を実施する高経年化審査部門を置くなどの所要の改正を行う。

（添付資料）

別紙 1：原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（案）

別紙 2：原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

参考 1：原子力規制委員会とは

参考 2：高経年化原子炉の安全性を確保するための制度

政令第 号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表原子力規制部の項中「七人」を「八人」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

原子力規制委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、原子力規制庁原子力規制部に置かれる課長に準ずる職の増員を行う必要があるからである。

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（原子力規制庁の課等の数） 第七条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる官房及び部に置く課長に準ずる職に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
原子力規制部	官房及び部 （略）	数	八人
<p>（原子力規制庁の課等の数） 第七条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる官房及び部に置く課長に準ずる職に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
原子力規制部	官房及び部 （略）	数	七人

○原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を、次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
目次	目次	目次
第一章 内部部局 (略)	第一章 内部部局 (略)	第一章 内部部局 (略)
第二章 施設等機関(第二十三条―第三十条)	第二章 施設等機関(第二十三条―第二十九条)	第二章 施設等機関(第二十三条―第二十九条)
第三章 雑則(第三十一条)	第三章 雑則(第三十条)	第三章 雑則(第三十条)
附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)
(原子力規制部に置く課等)	(原子力規制部に置く課等)	(原子力規制部に置く課等)
第十一条 原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官八人を置く。	第十一条 原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官七人を置く。	第十一条 原子力規制部に、原子力規制企画課及び検査監督総括課並びに安全規制管理官七人を置く。
(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上級原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)	(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上級原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)	(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上級原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二條 原子力規制部に、安全規制調整官五人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上級原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上級監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上級原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

2
5
10 (略)

第二十二條 原子力規制部に、安全規制調整官八人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上級原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上級監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上級原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

2
5
10 (略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

「原子力規制委員会」とは？

Q.何をしているの？

A.原子力の安全に関する「規制」を一元的に担っています。

例えば…

- 放射線モニタリング
- 核物質を守る核セキュリティ
- 審査
- 検査
- 放射線同位元素の使用等の規制

Q.いつ、どうやってできたの？

A.東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、2012年9月19日に発足しました。

原子力利用の促進を担う経済産業省や、各関係行政機関にあった、安全規制の部門を分離し、環境省の外局として新設

Q.誰がどんな風に働いているの？

A.総理大臣が任命した5人の委員が、専門的知見に基づいて、独立した意思決定を行います。

意思決定の過程及び結果は、いつでも、誰でも見ることができます(透明性の確保)

例) ・会合等のネット生中継
・面談資料 等

Q.規制委員会と規制庁の違いは？

A.原子力規制委員会の事務局※として、原子力規制庁が置かれています。

※原子力規制委員会を支える実務部隊

原子力規制庁 (職員約1000名) → 規制の実務 → 原子力規制委員会

原子力規制庁: ○○の案を作成しました。審議をお願いします。

原子力規制委員会: 事務局の案を決定又は了承します。

原子力規制委員会の業務

○ 検 査

原子力施設を日々監視。
いつでも、どこでも、何に対しても検査可能。
全国22の規制事務所に検査官が常駐。



○ 審 査

公開の審査会合で、被規制者の申請内容が規制に適合しているか確認。
議事録や審査会合の資料や動画は誰でも閲覧可能。



○ 基準制定とバックフィット制度

継続的な改善、安全性向上の追求。
国内外の最新知見を規制に取り入れ、既存施設にも遡って適用可能。(バックフィット制度)



○ 放 射 線 防 護

被ばくによる影響から人体を守るため、技術的な枠組の策定や、放射性同位元素等を扱う病院・工場等を対象に審査・検査。



○ 安 全 研 究

科学的・技術的な知見を収集するために研究を行い、成果を規制に反映。



○ 緊急事態対処

事故は起こりうるという考えを前提に、
24時間365日、緊急時即応の体制を整える。
平時から備え、日々訓練。



原子力規制委員会の活動 5 原則

独立した意思決定

実効ある行動

透明で開かれた
組織

向上心と責任感

緊急時即応

原子力規制委員会の使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

高経年化原子炉の安全性を確保するための制度

○：高経年化原子炉の技術基準適合性を確認するタイミング

